

優良認定制度の提出書類一覧

優良基準適合認定を申請する場合は、次の書類を提出してください。
 (更新許可申請書と併せて提出してください。)

		確認
①誓約書		
①-1	遵法性に係る基準に適合することを誓約する書面を添付しているか。	
①-2	誓約先の都道府県知事名が間違っていないか。	
①-3	特定不利益処分を受けていない旨を誓約する期間（当該年度の前に受けていた許可の有効期間を含めた直近5年間、従前の許可日から申請日の前日まで）が不足していないか。	
①-4	住所、氏名又は名称、法人の代表者の氏名が記載されているか。	
①-5	住所、氏名又は名称、法人の代表者の氏名が申請書と一致しているか。	
②事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類、情報公開報告書		
②-1	事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類が添付されているか。 (事業の透明性の基準適合証明書が添付されている場合は、透明性基準に係る申請書類が省略できる。) ※添付されている場合は②-2～②-12は提出不要	
②-2	情報公開状況報告書又は産廃情報ネットの優良産廃処理業者認定制度に係る公表事項が添付されているか。	
②-3	申請日において、事前情報公開期間以上の期間にわたり情報公開が行われていることが確認できるか。 ・優良認定を初めて申請する場合：(1)申請時及び(2)申請の日より6ヶ月以上前の更新時のもの(2時点の添付が必要。)で、日付が明示されていること。 ・すでに優良認定を受けている者が再度優良認定を申請する場合：申請時のもので、日付が明示されていること。	
②-4	・法人に関する基礎情報(法人の名称、設立年月日、資本金、役員の氏名及び就任年月日等) 【変更の都度(代表者等の氏名等については一年に一回以上)更新】 ・個人に関する基礎情報(氏名、住所等) 【変更の都度】	
②-5	事業計画の概要【変更の都度更新】	
②-6	申請者が受けている産業廃棄物処理業の許可証の写し(一覧) 【変更の都度】	
②-7	運搬施設(車両)に関する事項 【変更の都度(運搬施設の種類・数量等については一年に一回以上)更新】	
②-8	直前三年間の産業廃棄物の受入量・運搬量【一年に一回以上更新】	
②-9	直前三事業年度の財務諸表【一年に一回以上更新】	
②-10	処理料金の提示方法【変更の都度更新】	
②-11	業務を所掌する組織・人員配置【変更の都度(人員配置については一年に一回以上)更新】	
②-12	事業場の公開の有無・公開頻度【変更の都度更新】	
③ISO14001、エコアクション21等の認定証の写し		
③-1	環境配慮の取組に係る基準に適合することを証する書類が添付されているか。 (ISO14001、エコアクション21等の認定証の写し)	
③-2	認定書に記載された事業者名が申請書と一致しているか。	
③-3	認定書に記載された事業所は、申請先である都道府県の事業所であるか。	
③-4	認定書に記載された有効期限が過ぎていないか。	
④電子マニフェスト加入証明書		
④-1	(財)日本産業廃棄物処理振興センターが交付する電子情報処理組織の使用を証する書面の写しが添付されているか。	
④-2	加入証に記載された事業者名が申請書と一致しているか。	
⑤納税証明書(国税)		
⑤-1	税務署長が交付する国税及び消費税(地方消費税含む)の納税証明書又はその写しが添付されているか。	
⑤-2	税目(法人税及び消費税(地方消費税を含む))に不足はないか。	

⑥納税証明書（県税）その3の3	
⑥-1	都道府県税事務所長等が交付する法人県民税（個人の場合は市町村長が交付する個人県民税）、事業税及び不動産取得税の納税証明書又はその写しが添付されているか。
⑥-2	支払うべき都道府県税に滞納がないことが確認できるか。
⑦納税証明書（市町村税）	
⑦-1	市町村長が交付する固定資産税、事業所税、都市計画税、市町村民税・特別区民税の納税証明書又はその写しが添付されているか。
⑦-2	支払うべき市町村税に滞納がないことが確認できるか。
⑧社会保険料の納入確認書	
⑧-1	年金事務所が発行する社会保険料の納入確認書又はその写し（国民健康保険の被保険者である場合は市町村又は国民健康保険組合が発行する納付証明書、控除証明書（国民健康保険税にあっては納税証明書）等又はその写し）
⑧-2	申請先の都道府県内に設置している全ての産業廃棄物処理業に関連する事務所・事業所について滞納がないことが確認できるか。
⑨労働保険料の納入証明書	
⑨-1	地方労働局長等が交付する労働保険料の納入証明書又はその写し
⑨-2	申請先の都道府県内に設置している全ての産業廃棄物処理業に関連する事務所・事業所について滞納がないことが確認できるか。
⑩財務諸表	
⑩-1	直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表が提出されているか。（これらの書類に代えて有価証券報告書が提出されている場合は、直前2年の事業年度における有価証券報告書が添付されているか。
⑩-2	貸借対照表等に記載された事業者名が申請書と一致しているか。
⑩-3	貸借対照表により算出される直前3年の各事業年度における自己資本比率（自己資本÷総資本） （純資産÷（負債+純資産）） が零以上であるか。
⑩-4	次のいずれかに該当するか。 ★ 直前3年の各事業年度のうち、いずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること ★ 前事業年度における営業利益金額等が零を超えること。
⑩-5	損益計算書により算出される直前3年の各事業年度における経常利益金額と減価償却費の額の和の平均値が零を超えているか。 <small>※販管費のところを見る</small>
⑪維持管理積立金	
⑪-1	申請先の都道府県内に申請者が設置している特定一般産業廃棄物最終処分場・特定産業廃棄物処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしているか。
<p>【備考】</p> <p>○ 財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が発行する証明書（次の情報を含むもの。）の提出をもって、②の提出に代えることができる。ただし、情報公開項目の一部を同財団が運営するホームページ「産廃情報ネット」とは別のホームページ上で公開している場合等で、証明書に公開内容が記載されない場合は、その項目について②を提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公開開始時（公開項目を全て満たした時のもの。）の情報公開内容 ・ 直近の公開内容 <p>○ ⑤、⑥、⑦、⑧、⑨については、滞納していないことを確認できるものであれば可。</p> <p>○ ⑥、⑦、⑧、⑨については、本県内に事業所がない場合などで送付すべき税や社会保険料などが無い場合、申立書で可。</p>	